

※ 処理 事項	整理 番号	事務所 区分	管 理 番 号	申告 区分
法人 番 号		令 和	年	月
事 業 年 度		令 和	年	月
		日	から	
		日	まで	

法 人 名	
-------------	--

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③			人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②			
期末の総従業員数	④			
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥			
特定内国法人	⑬			%
差引 ⑤-⑥	⑦			
非課税事業を併せて行う法人	⑭			%
外国の事業に係る控除額 ⑦×別表5の2の2⑭/同表⑮ 又は ⑦×別表5の2の2⑭/同表⑯	⑧			
国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭			人
再差引 ⑦-⑧	⑨			
国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	⑮			
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係					法附則第9条第1項関係								
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑮	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係						
仮計 ⑮+⑰-⑱	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は ⑲-⑲	㉒	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉓					
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉔					円
仮計 ⑳+㉑	㉒						総資産価額	㉕					
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 ㉕×㉓/㉔	㉖	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第24項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3㉑又は㉓	㉗	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額	㉘					
							法附則第9条第24項に係る額 ㉗-㉘	㉙					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉑					人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒					
差引 ⑳-㉓	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	㉕					
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉗						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖					人
控除額計 ㉓+㉗	㉘						国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉗					